

「豊見城市都市計画マスタープラン（素案）」に関するご意見の内容と回答

募 集 期 間：令和８年６月８日（月）～令和８年７月７日（火）

閲覧方法・公表：豊見城市役所３階 都市計画課、豊見城市ホームページ

意 見 提 出 数：３件

No.	該当項目	提出されたご意見（原文）	市の考え方（回答）
1	用途地域/市街化区域割合（P10②）	市街化区域が 42. 2%しか無い。用途地域が低用途が多すぎる。なので税收の伸びが期待できない。	本市ではこれまで、人口増加や基盤整備を背景に市街化区域を拡大してきた経緯があります。 今後も、令和 22（2040）年までの人口増加予測や那覇空港に近い地理的優位性を背景に、無秩序な市街化を抑制しつつ、産業需要に対応した適正な開発誘導を計画的に進めることが重要であると考えています。 今回の改定においては、都市的土地利用誘導地に位置づけた区域において、産業集積や商業、業務地としての有効的な土地利用を推進してまいります。
2	幹線道路沿道の土地利用方針（P50・イ、他）	土地利用の発想が古い。線でしか考えていない。面で考える事がが必要です。これでは税收や雇用効果はあまり期待できない。	県道東風平豊見城線や県道 2 5 6 号線などの幹線道路沿道では、交通利便性を生かした沿道サービス機能の誘導を図る「軸（線）」としての役割だけでなく、後背地を含めた「都市的土地利用誘導地」や「市街地ゾーン」として位置づけ、「面」的な計画的市街地形成（土地区画整理事業や地区計画制度の導入可能性の検討など）を推進する方針を示しています。

3	都市的土地利用誘導地の方針（P43、P50）	県道東風平豊見城線の一部沿道後背地について、沿道商業地及び住宅地としているが、これもその地域内の人しか利用しない。外部から人を誘導するよう、面的な土地利用を考えて下さい。	ご指摘の地区を含め、幹線道路沿道及び後背地については、既存集落や農地など地域の実情に合わせつつ、土地区画整理事業や開発許可制度、地区計画制度といった計画的な事業方式を組み合わせることで、外部からの投資や交流を促す効果的な土地利用転換と「面的」な整備の誘導に努めてまいります。
---	------------------------	---	---